

医療費の公費負担に関する説明書

この制度は、

- 産婦人科での検査料及び処置料、緊急避妊処置料、人工妊娠中絶手術料、その他、医師が特に必要と判断した検査及び処置に係る費用並びに薬剤料
- 精神科での検査料、通院精神療法料及び薬剤料（初診含め3回分まで）

を公費で負担するものです。

ただし、申出に虚偽や不正があった場合は、公費負担の対象となりません。

1 支援の対象は

- (1) 警察が実施する医療費公費負担の対象者でない方
 - (2) 産婦人科医療を希望する方は被害後概ね6か月以内の方
 - (3) 精神科医療を希望する方は被害後概ね2年以内であり、当該被害と関係するか否かにかかわらず、精神科に通院中でない方
 - (4) 加害者と親族関係等の密接な関係がなく、公費負担が加害者の利益となるおそれがない方
 - (5) 虚偽の申告をしていない方
 - (6) 性被害を容認し、又は誘発などをしていない方
 - (7) 加害者又はその関係者から医療費の支払いを受けていない方
- です。

2 個人情報について

医療費の公費負担に際し、医療機関から県に対して、個人情報（氏名・生年月日、場合によっては診療報酬明細書写し）が提供されます。